

建築物の概要書

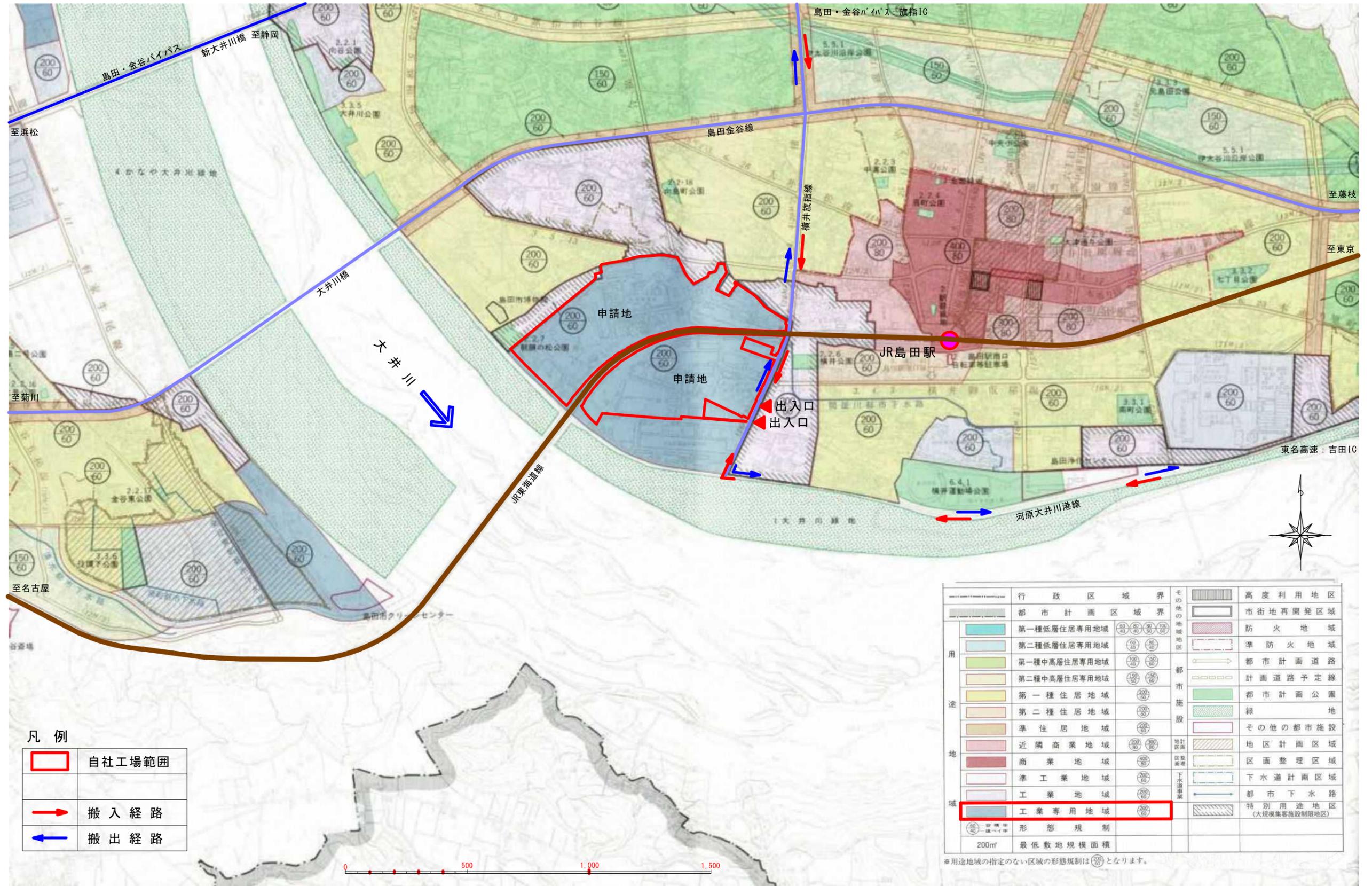
建築主住所氏名	新東海製紙株式会社 代表取締役 大竹 一広 静岡県島田市向島町 4379 番地 株式会社レックス 代表取締役 今井 敏雄 静岡県島田市向島町 4379 番地
敷地の位置	静岡県島田市向島町 4379 番地外 62 筆 (工業専用地域)
敷地面積	461,834.99 m ²
建築面積	130,317.73 m ² (既存)
延べ面積	195,252.94 m ² (既存)
構造	鉄骨造
用途	産業廃棄物処理施設
主な施設	産業廃棄物破砕・脱水施設
処理能力	B 破砕機 (廃プラ破砕 : 72.00 t/日) C 破砕機 (廃プラ破砕 : 49.20 t/日) 脱水機 (汚泥脱水 : 60.87m ³ /日)
稼働時間	8 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

理 由

新東海製紙株式会社は、申請地（工業専用地域）において製紙原料用パルプの製造等を行っている企業であり、従前から株式会社レックスとの連名で建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受けて産業廃棄物処理施設として稼働している。

今回、老朽化した 10 号ボイラーの建替えに伴う破砕機及び脱水機の移設を計画しており、移設する破砕機及び脱水機について、廃掃法に基づく許可が必要となった。

廃掃法の許可に伴い、移設する破砕機及び脱水機の処理能力が建築基準法第 51 条に定める許可が必要な処理能力（廃プラスチック類破砕 6 t/日、汚泥脱水 30m³/日）を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となった。

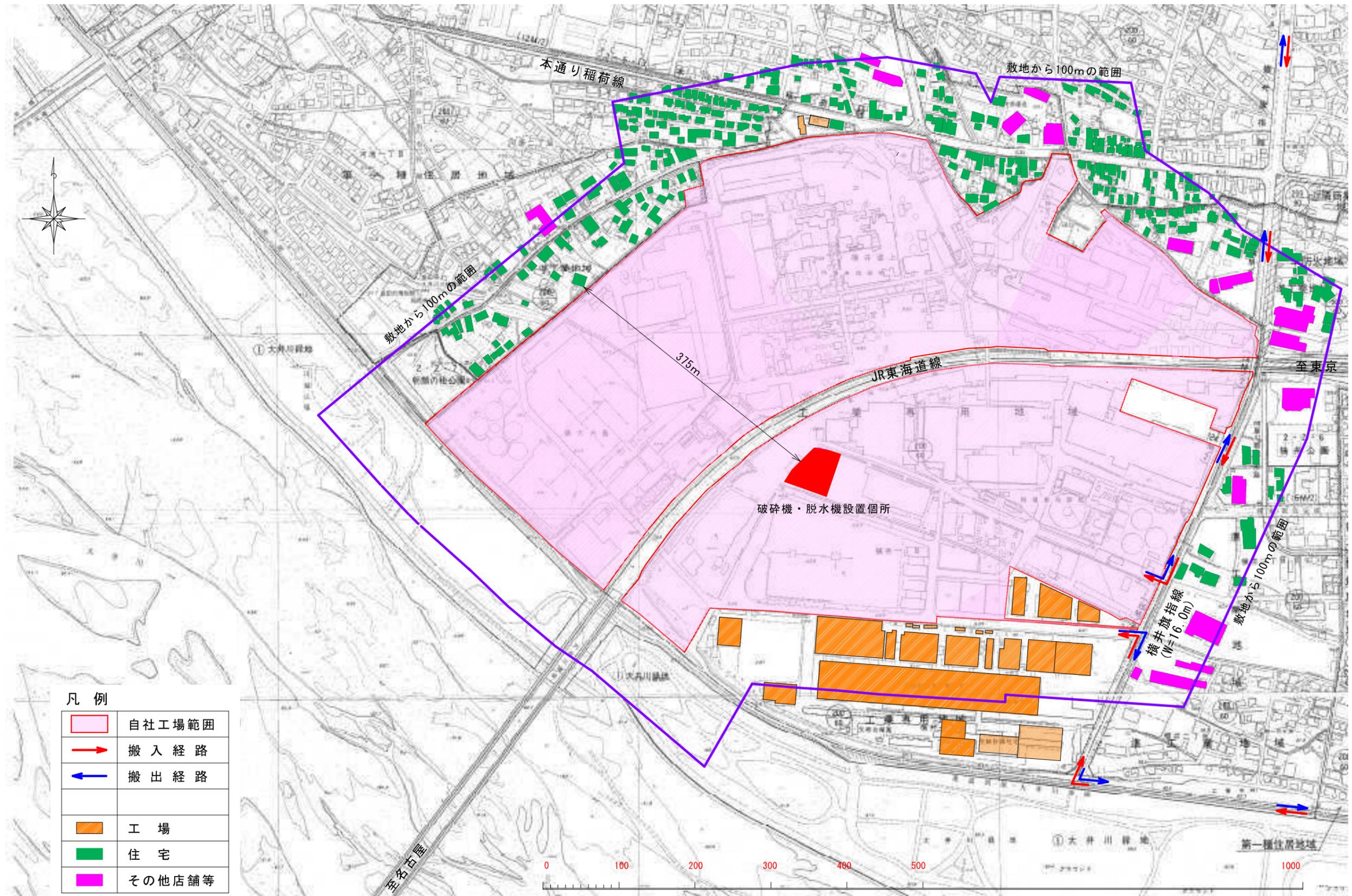


凡例

	自社工場範囲
→	搬入経路
←	搬出経路

用途		行政区区域界	その他の地域地区		高度利用地区
		都市計画区域区域界	都市施設		市街地再開発区域
		第一種低層住居専用地域 (50/60, 80/60, 100/60)	都		防火地域
		第二種低層住居専用地域 (50/60, 80/60)	市		準防火地域
		第一種中高層住居専用地域 (100/80, 150/80)	施		都市計画道路
		第二種中高層住居専用地域 (100/80, 150/80)	設		計画道路予定線
		第一種住居地域 (200/80)	区		都市計画公園
		第二種住居地域 (200/80)	画		緑地
		準住居地域 (200/80)	整		その他の都市施設
		近隣商業地域 (200/80, 300/80)	理		地区計画区域
地		商業地域 (400/80)	業		区画整理区域
		準工業地域 (200/60)	下		下水道計画区域
		工業地域 (200/60)	水		都市下水道
		工業専用地域 (200/60)	道		特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)
		形態規制 (200/60)			
城		最低敷地規模面積 (200㎡)			

※用途地域の指定のない区域の形態規制は(200)となります。



凡例

	自社工場範囲
	搬入経路
	搬出経路
	工場
	住宅
	その他店舗等

